

介護保険サービス事業者実地指導 主な指摘事項  
〔介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、  
(介護予防) 短期入所生活介護〕

1. 運営に関する基準

| 項目   | 事業所の状況  | 指導内容   |
|--|---|--|
| 運営規程・<br>重要事項説明書<br>【共通】                       | 運営規程で定めている<br>内容と重要事項説明書に<br>書かれている内容が一致<br>していなかった。            | 記載内容が一致するように整合性を図っ<br>てください。<br>また、運営規程の附則に変更した年月<br>日、内容を記載することで、事後に確認し<br>やすくなります。   |
| 運営規程<br>【共通】                                   | 運営規程に規定する項<br>目が不足していた。   | 条例（指定基準）で、サービス種類別に<br>運営規程に盛り込む項目が規定されていま<br>すので、漏れのないように定めてくださ<br>い。<br>また、基準省令の解釈通知の留意点も参<br>考にしてください。   |
| 重要事項説明書<br>【共通】                                | ①重要事項説明書に記載<br>する項目が不足してい<br>た。<br><br>②利用者から徴収する費<br>用に漏れがあった。 | ①基準省令の解釈通知で例示されている項<br>目については必ず記載してください。<br><br>②利用者から徴収する費用については、個<br>別かつ具体的に漏れなく記載してくださ<br>い。  |
| 労働条件の明示<br>【共通】                                | ・労働条件を書面で明示<br>していなかった。<br>・項目に不足があった。                          | 労働者を雇い入れたときには、賃金、労<br>働時間等の労働条件を書面の交付により明<br>示してください。<br>明示する項目は、労働基準法施行規則第<br>5条及びパートタイム労働法施行規則第2<br>条を参照してください。  |
| 施設サービス計<br>画・個別支援計画<br>【①共通】<br>【②老福・地域老<br>福】 | ①・アセスメントを実施<br>していなかった。<br>・アセスメントを実施<br>した記録がなかつ<br>た。         | ①計画の作成に当たっては、利用者の状況<br>の把握・分析を通じ、解決すべき問題状況<br>を明らかにする（アセスメント）必要があ<br>ります。実施した際には、実施日、内容等<br>を記録してください。<br>また、計画を更新又は変更する際もアセ<br>スメントを実施し、記録を残してくださ<br>い。 |

|                         |  |  |
|-------------------------|--|--|
|                         | ②計画原案について、多職種から意見を求めていなかった。  | ②計画原案に位置付けた施設サービス担当者（医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び栄養士等）から、目標達成のために専門的見地からの意見を求めて計画に反映させてください。   |
| 入退所<br>【老福・地域老福】        | ①入所検討委員会の議事録に、入所順位決定に至るまでの審議内容の記載がなかった。<br><br>②入所検討委員会で決定した入所順位と異なる者を入所させる際、その妥当性を入所検討委員会で検討していなかった。<br><br>③入所検討委員会について、第三者が委員となっていなかった。 | ①議事録には、入退所検討委員会において、審議された入所順位決定に至るまでの経緯を記載してください。なお、議事録は2年間保存する必要があります。<br><br>②入所検討委員会で決定した入所順位と異なるものを入所させるときは、その妥当性を入所検討委員会で検討し、その内容を議事録に残してください。<br><br>③第三者を委員としてください。 |
| サービス提供の記録<br>【共通】       | 提供した具体的なサービス内容の記録が不足していた。  | サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録してください。   |
| その他の日常生活費の利用者負担<br>【共通】 | 日常生活費の内訳が明らかにされていなく、利用者から一律に徴収されていた。   | 選択の余地がなく、すべての利用者から画一的に徴収することは認められていません。  |
|                         | 【参考】「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」厚労省通知（平成12年3月30日老企第54号）   |  |
| 身体的拘束等<br>【老福・地域老福】     | ①身体的拘束等を行った際の記録が不足していた。<br><br>②身体的拘束適正化のための研修を実施していなかった又は実施したことが確認できなかった。   | ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録してください。<br><br>②介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施してください。   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>また、研修についての年間計画を立て、実施記録を残してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【参考】身体拘束廃止未実施減算</b></p> <p>○次のいずれかに該当する場合は、入所者全員について10%減算となります。</p> <p>① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない。</p> <p>② 身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。</p> <p>③ 身体的拘束適正化のための指針を整備していない。</p> <p>④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施していない。</p> </div> |
| <p>事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>【①老福・地域老福】</p> <p>【②③共通】</p> | <p>①事故発生の防止のための委員会が、指針に定める頻度で開催されていなかった。</p> <p>②事故報告及びヒヤリハットが分析されていなかった。</p> <p>③事故発生の防止のための研修を実施していなかった又は実施したことが確認できなかった。</p> <p>④事故が発生した際、市へ報告をしていなかった。</p> | <p>①事故発生の防止のための委員会は指針に定めた頻度で開催してください。</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性（ヒヤリ・ハット）が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備してください。</p> <p>③介護職員その他の従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施してください。</p> <p>また、研修についての年間計画を立て、実施記録を残してください。</p> <p>④サービスの提供により事故が発生した場合には、市、利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じてください。</p> <p>市への報告を必要とする事故等の範囲については、「川越市介護サービス業における事故報告取扱要領」（HP掲載）を参照してください。</p>                                 |

|                            |   |   |
|----------------------------|---|---|
| <p>衛生管理等<br/>【老福・地域老福】</p> | <p>①感染症及び食中毒の防止及びまん延の防止のための委員会を適切に開催していなかった。</p> <p>②感染症等防止のための研修を実施していなかった又は実施したことが確認できなかった。</p> | <p>①感染症及び食中毒の防止及びまん延の防止のための委員会はおおむね3月に1回以上開催してください。</p> <p>②介護職員その他の従業者に対し、感染症等防止のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施してください。<br/>また、研修についての年間計画を立て、実施記録を残してください。</p> |
|----------------------------|---|---|

## 2. 人員に関する基準

| 項目   | 事業所の状況                                  | 指導内容                |
|------|---|---------------------|
| 【老福】 | <p>嘱託医について、基準に従い配置されていることが確認できなかった。</p> | <p>適切に対応してください。</p> |

## 3. 介護給付費の算定及び取扱い

| 項目                               | 事業所の状況  | 指導内容   |
|----------------------------------|---|--|
| <p>個別機能訓練加算<br/>【①②共通】</p>       | <p>①個別機能訓練計画について、入所者（利用者）等に同意を得ていなかった。</p> <p>②個別機能訓練に関する記録が不足していた。</p> | <p>①個別機能訓練計画は、個別機能訓練を提供する前に、入所者（利用者）等から同意を得てください。</p> <p>②個別機能訓練に関する日々の記録は、入所者（利用者）利用者ごとに「実施時間」・「訓練内容」・「担当者名」等を記載してください。</p> |
| <p>緊急短期入所受入加算<br/>【(予防)短期入所】</p> | <p>利用者に関する記録が不足していた。</p>  | <p>利用者に関して、利用の理由、期間、緊急受け入れ後の対応などの事項を記録してください。</p>  |
| <p>療養食加算<br/>【共通】</p>            | <p>療養食用の献立を作成していなかった。</p>   | <p>療養食用の献立を作成してください。</p>   |
| <p>看取り介護加算<br/>【老福・地域老福】</p>     | <p>①看取りの実績等を踏まえ、指針の内容及び実施体制の見直しを行っていませんでした。</p>                         | <p>①多職種が参加するケアカンファレンス等を通じて、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行い、必要に応じて指針の内容等の見直しを行ってください。</p>                              |

|   |                        |   |
|---|------------------------|---|
|   | ②看取りに関する研修を行っていなかった。   | ②看取りに関する研修を定期的に実施してください。<br>また、研修についての年間計画を立て、実施記録を残してください。 |
| 介護職員処遇改善加算<br>【共通】  | 処遇改善計画等の内容が周知されていなかった。 | 全ての介護職員に処遇改善計画等の内容を周知してください。                                |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」厚労省通知</p> </div> |                        |   |

※介護老人福祉施設を「老福」、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を「地域老福」、短期入所生活介護を「短期入所」、介護予防を「予防」と略して表記しています。